

年金管理者変更願

令和 年 月 日

岐阜県知事 様

年金受給権者

住 所 _____

氏 名 _____

岐阜県心身障害者扶養共済制度条例第9条第6項の規定により、次のとおり年金管理者として変更願います。

		新	旧
年金 管 理 者	(ふ り が な) 氏 名	(_____)	(_____)
	(〒 郵便番号) 住 所	(〒 - _____)	(〒 - _____)
	(電 話 番 号)	(_____ - _____)	(_____ - _____)
	受給権者との続柄		
	生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
変更の理由			

私は、岐阜県心身障害者扶養共済制度条例第9条第1項に規定する年金管理者となることに同意し、次の心身障害者の年金を管理し、よき理解者として誠意をもって保護、養育にあたることを誓約します。

また、同条第3項(裏面記載)に規定する欠格条項に該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

年金管理者 氏 名 _____

心身障害者（年金受給権者）

住 所 _____

氏 名 _____

添付書類

年金管理者と心身障害者の続柄を証する書面（戸籍謄本等）

岐阜県心身障害者扶養共済制度条例 抜粋（昭和45年岐阜県条例第9号）

（年金管理者）

第9条 加入者は、その扶養する心身障害者が年金を受領し管理することが困難であると認めるときは、その心身障害者に代わつて年金を受領し、これを管理する者（以下「年金管理者」という。）を、あらかじめその者の同意を得て指定しておかなければならない。

2 本条の規定により年金管理者が指定されている場合においては、年金給付の支払は、当該年金管理者に対して行うものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。

一 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

4 加入者は、年金管理者を変更することができる。

5 年金管理者が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、加入者は、速やかに、年金管理者を変更しなければならない。

一 死亡したとき。

二 所在が不明になつたとき。

三 第三項各号のいずれかに該当する者となつたとき。

四 辞退の申出をしたとき。

6 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、年金管理者を変更することができる。

一 年金管理者が前項各号のいずれかに該当するに至つた場合において、加入者がその年金管理者の変更をしないとき、又は加入者が死亡その他の理由により年金管理者を変更できないとき。

二 年金管理者が第十二条の規定に違反したとき。

7 知事は、年金管理者が指定されていない場合において、心身障害者が年金を受領し管理することが困難であると認められるときは、年金管理者を指定することができる。